

熊本県熊本地方を震源とする地震による被害情報(第23報)

※これは速報値であり、数値等は今後も変わることがある。

※下線部は、前回からの変更箇所。

1. 地震情報(気象庁情報)

1-1

- 発生日時 : 平成28年4月14日(木)21時26分
- 震 源 : 熊本県熊本地方(北緯32度44.5分、東経130度48.5分)、深さ 約11km
- 地震規模 : マグニチュード6.5
- 各地の震度(震度4以下は省略)

震度7	熊本県	益城町宮園
震度6弱	熊本県	熊本東区佐土原、熊本西区春日、熊本南区域南町、熊本南区富合町、玉名市天水町、宇城市松橋町、宇城市不知火町、宇城市小川町、宇城市豊野町、西原村小森
震度5強	熊本県	玉名市横島町、中央区大江、北区植木町、菊池市旭志、宇土市浦田町、合志市竹迫、美里町永富、美里町馬場、大津町大津、菊陽町久保田、御船町御船、山都町下馬尾、氷川町島地
震度5弱	熊本県	阿蘇、天草・芦北
	宮崎県	北部山沿い

1-2

- 発生日時 : 平成28年4月16日(土)01時25分
- 震 源 : 熊本県熊本地方(北緯32度45.2分、東経130度45.7分)、深さ 12km
- 地震規模 : マグニチュード7.3
- 各地の震度(震度4以下は省略)

震度7	熊本県	益城町宮園、西原村小森
震度6強	熊本県	南阿蘇村、熊本市中央区、熊本市東区、熊本市西区、菊池市、宇城市、合志市、大津町、宇土市、嘉島町
震度6弱	熊本県	熊本県:阿蘇市、熊本市南区、熊本市北区、八代市、玉名市、菊陽町、御船町、美里町、山都町、氷川町、和水町、上天草市、天草市
	大分県	別府市、由布市
震度5強	福岡県	久留米市、柳川市、大川市、みやま市
	佐賀県	佐賀市、上峰町、神崎市
	長崎県	南島原市
	熊本県	南小国町、小国町、産山村、高森町、山鹿市、玉東町、長洲町、甲町、芦北町
	大分県	豊後大野市、日田市、竹田市、九重町
宮崎県	椎葉村、高千穂町、美郷町	

(2) 人的被害(教職員等)

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育、文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計			
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明
熊本県	11		1		6				14															31		1		
計	11		1		6				14															31		1		
1県					2 3 1				1 6 7																			
	大学	11		1	小中高				こども園	1																		
									大学	6																		
									専各	7																		

※死亡 熊本県:香川県の職員1名

(3) 物的被害

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育、文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
福岡県		3		111		49		38		16			217	
佐賀県		1		21		5		13		8			48	
長崎県		2		29		2		4		5			42	
熊本県		4		421		153		281		85		1	945	
大分県		4		61		21		46		18			150	
宮崎県		1		26				3		2			32	
計		15		669		230		385		134		1	1,434	
6県	大学 高専	11 4	幼 小 中 高	20 323 171 101	幼 中 高	70 14 35	社教 青少年 社体 文化 教研	141 10 190 33 2	重文(建) 登録(建)	39 44	重文(美)	4	独法	1
			中等 特別 大学	1 35 1	大学 短大	18 6	その他	9	特史 史跡	1 29	名勝	10		
			専各 その他	1 16	専各 こども園	60 27			天然 伝建 その他	2 3 2				

・主な被害状況:プレースの破断、天井・ガラス・配管等の破損、外壁等のひび割れ、熊本城における石垣崩落 等

(4) 休校・短縮授業となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育、文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
	休校	短縮	休校	短縮	休校	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休校等	短縮
長崎県							1						1	
熊本県				12	6	1	24				1		31	13
計				12	6	1	25				1		32	13
2県			小中	6 6	幼 こども園 1 2		1 文化 25				独法 1			

(5) 避難所となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育、文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計
福岡県				12			12
佐賀県				36			36
長崎県				1			1
熊本県		81	5	94			180
宮崎県				17			17
計		81	5	160			246
5県		小 60 中 19 高 2	高 2 大学 2 専各 1	社教 140 青少年 4 文化 16			

※(5)避難所となっている学校等について、公立学校施設(熊本県)の数値は、熊本県立と熊本市立の学校の他、5月10日時点で熊本県が把握しているその他の市町村立の学校数を計上

3. 文部科学省等の対応

(1) 文部科学省の対応

<省内の体制整備、職員等の派遣>

- ・文部科学省災害情報連絡室（室長：施設企画課長）を設置（4月14日21時45分）
- ・熊本県、大分県及び宮崎県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請（4月14日21時51分）
- ・文部科学省非常災害対策本部（本部長：事務次官）を設置（4月14日21時53分）
- ・文部科学省非常災害対策本部を開催（4月14日,15日,16日）
- ・文教施設の被害情報を収集するため、東京大学生産技術研究所の中埜良昭（なかの よしあき）教授及び文部科学省職員1名を派遣（4月15日～17日）
- ・九州7県の各教育委員会等に対して、今般の地震における文教施設の安全性確保を要請（4月15日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会を開催し、平成28年（2016年）熊本地震の評価を実施・公表（4月15日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会臨時会を開催し、平成28年4月16日熊本県熊本地方の地震の評価を実施・公表（4月17日）
- ・熊本県教育委員会からの派遣要請を受け、応急危険度判定士を中心に、のべ21名の職員等を派遣し、応急危険度判定を実施。（4月19日～5月2日）
- ・文化財等の被災状況を把握し、被災状況や現地の要望を踏まえて支援方策を検討するため、文化庁熊本地震災害連絡調整室を設置（4月21日）
- ・文化財の被害情報を収集するため、文化庁文化財調査官等を熊本県（4月22日、23日、27日、5月6日、7日）、大分県（4月25日、26日）に派遣
- ・馳大臣が熊本県に入り、学校施設や熊本城などの被害状況を確認するとともに、避難先になっている学校を訪問し、教員をはじめとした関係者と意見交換を行った（5月1日）
- ・文化庁に「熊本地震文化財復旧・復興プロジェクトチーム」を設置し、第1回会合を開催（5月10日）

<被災した児童生徒や学生等への支援・配慮等>

- ・平成28年度全国学力・学習状況調査については、地震の被害状況を踏まえ、熊本県全域及び宮崎県の一部の市町村教育委員会において、調査の実施を見送り

- ・①被災した児童生徒等の学校への受入れ、②被災した児童生徒等への教科書の無償給与、③児童生徒の入学料等や就学援助、就学支援金、奨学金等の弾力的な取扱・措置、④修了認定や補充のための授業等への配慮、⑤心のケアの実施、等について取組を促す通知を、関係教育委員会及び都道府県知事宛てに発出（4月18日）
- ・被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等（①義務教育段階における教科書の取扱い、②幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱い、③就学援助等について、④高校生等への修学支援、⑤課程の修了の認定等について、⑥補充のための授業等について、⑦心のケアを含む健康相談等の充実）について取組を促す通知を、附属学校を置く各国立大学長宛てに発出（4月19日）
- ・熊本地震により被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金の具体的な取扱いに係る事務連絡を都道府県・各国立大学法人等高等学校等就学支援金担当宛に発出（4月19日）
- ・被災した学生への配慮等（①修学困難な学生に対する経済的支援、②外国人留学生に対する配慮、③学生に対する単位の認定、就職活動等への配慮）について取組を促す通知を、各国公私立大学長、各国公私立短期大学長、各国公私立高等専門学校長、並びに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、専修学校を置く国立大学長、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長を経由して各専修学校及び各種学校宛てに発出（4月20日）
- ・被災した児童生徒への教科書給与を行うに当たっての教科書事務に関する留意事項について、各都道府県教育委員会宛に事務連絡を発出（4月21日）
- ・被災地へのスクールカウンセラー派遣について、日本臨床心理士会に協力依頼するとともに、各都道府県・指定都市教育委員会に被災地からの派遣要請に応じて、スクールカウンセラーの派遣や関連情報の提供を依頼（4月21日）
- ・熊本県教育委員会、熊本市教育委員会において、熊本県内の小中学校のべ75校にスクールカウンセラーを追加配置（5月10日現在）
- ・高等学校卒業程度認定試験について、本来は5月10日（火）が出願締切だが、熊本在住の被災者については5月31日（火）まで、出願期間を延長。また、熊本県外の被災者で出願手続きが困難な場合や、本人が被災したわけではなくとも出願時に必要な添付書類（例：住民票、高校の単位修得証明書等）の取得が震災の影響により困難な場合に、状況に応じて個別に対応（5月10日までに相談）（4月22日～）
- ・被災地域の児童生徒等の私立学校における就学機会の確保等（①被災した児童生徒等の私立学校への受入れ等について、②義務教育段階における教科書の取扱い、③私立学校における授業料（保育料）等の取扱い、④就学援助等について、⑤高校生等への修学支援、⑥課程の修了の認定等について、⑦補充のための授業等について、⑧心のケアを含む健康相談等の充実）について取組を促す通知を、各都道府県知事等宛てに発出（4月22日）
- ・熊本県教育委員会からの要望を踏まえ、45人分の教員加配を追加措置（4月28日）
- ・大分県教育委員会からの要望を踏まえ、5人分の教員加配を追加措置（5月2日）

<被災した職員・関係機関への支援・配慮等>

- ・住居滅失など地震被害に伴う職員の職務専念義務免除について、各都道府県教育委員会等に事務連絡(4月20日)
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため事前着工の着手等について、関係教育委員会宛に事務連絡を发出(4月22日)
- ・被災した学校を再開する際の留意点について、熊本県内の教育委員会等に対し事務連絡を发出(4月24日)
- ・平成28年熊本地震に起因するやむを得ない理由により、災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払い期限の延長等について定めた「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定(4月28日)。その理由がやんだ日から2ヶ月以内に限り支払期限を延長することができることとした。本政令は、5月2日公布
- ・文教施設の構造的な被害状況等を詳細に調査し、被災施設の復旧方針に関する設置者への助言及び今後の文教施設に必要な耐震性能等に関する検討を行うための調査研究の実施を決定(4月28日)
- ・平成28年熊本地震を特定非常災害として指定する「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を閣議決定(4月28日)。特定非常災害に対し、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責等が適用されることから、政令の公布(5月2日)に合わせ、文部科学省関係の以下の特別措置につき、関係機関に速やかに通知。
 - 一国立大学法人法及び国立大学法人法施行令関係(財務諸表の提出不履行に関する免責等)
 - 一私立学校法及び私立学校振興助成法関係(財産目録等の作成、備置き及び閲覧の期限等)
 - 一文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法関係(重要文化財等の毀損等に係る届出義務不履行の免責等、登録を受けた銃砲又は刀剣類に係る届出義務不履行の免責)
 - 一宗教法人法関係(宗教法人の財産目録等の写しの提出不履行の免責等)

<その他の支援・配慮等>

- ・公立学校共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を連絡(4月15日)
- ・学校設置者に対して、所管の学校等において、地域住民の避難場所としての提供について最大限配慮するよう要請(4月16日)
- ・避難された方々が、少しでも安心して学校施設での避難生活を送っていただけるようにするため、現在の避難場所での避難が維持できるよう、最大限の対応をお願いすることについて、熊本県や教育委員会等に対し、事務次官名で通知を发出(4月21日)
- ・被災建築物応急危険度判定を受けた文化財の所有者に対して、復旧の可能性等の十分な検討を経ず取り壊すことのないよう適切に指導するよう求める通知を、各都道府県教育委員会宛に发出(4月26日)
- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する学生に対して、①修学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を、各国公私立大

学長、各国公立短期大学長、各国公立高等専門学校宛てに発出（4月27日）

- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する専修学校・各種学校の生徒に対して、①修学上の配慮、②安全確保及び情報提供を依頼する通知を、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、専修学校を置く国立大学長、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長を経由して各専修学校及び各種学校宛てに発出（4月28日）
- ・熊本地震に伴い、ボランティア活動を希望する介護福祉士養成施設等の学生に対して、柔軟な単位の付与を依頼する通知を、各都道府県介護福祉士養成施設主管課、各地方厚生（支）局介護福祉士養成施設主管課を経由して介護福祉士養成施設等宛てに発出（5月2日）
- ・観光庁からの依頼を受け、九州への修学旅行について、現地の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれる旨の周知に関し、各都道府県教育委員会等宛に通知を発出（5月10日）

（2）国立大学法人等の対応

- ・被災者を受け入れている熊本大学に対し、九州大学、長崎大学等から水、毛布、食料等の物資を支援。また、厚生労働省の要請を受け、大学附属病院より、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣（4月14日～）
- ・放送大学においては、被災学生に対して、熊本や大分の学習センターにおける日本学生支援機構の経済的支援に関する情報の周知や震災の影響により、学習センターでの面接授業が閉講または欠席した学生に対する科目変更や返金などで対応（4月21日～）

（3）国立研究開発法人 防災科学技術研究所の対応

- ・ウェブサイトにポータルサイト（クライシスレスポンスサイト）を開設（4月14日）
- ・リアルタイム地震被害推定システム（暫定版）により建物全壊棟数分布の推定を実施（4月15日、16日）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会に強震観測網の解析結果等の資料提供（4月15日、17日）
- ・被災状況等を整理し、DMAT等に必要な情報提供を行う災害リスク情報利活用システム（e コミュニティ・プラットフォーム）を活用した熊本県災害対策本部への業務支援（4月15日～）
- ・土砂災害に関し「土砂移動分布図（速報）」と「今後の注意点」について公表（4月21日）
- ・熊本地震に関する緊急報告会を開催（4月24日）
- ・理事長が熊本県知事と意見交換、被災者生活再建システム導入説明会等に参加（4月25日）
- ・以下の調査等に職員を派遣
 - －熊本県災害対策本部等への業務支援及び情報収集（熊本県内34名（現時点10名）：4月15日～順次派遣、大分県内2名：4月21日～順次派遣）

- －道路・家屋等の被害状況調査（熊本県内1名：4月16日～17日、5月4日～6日、大分県内3名：4月21日～22日）
- －文教施設等の非構造部材の被害状況調査（1名：4月29日～5月2日）
- －土砂災害の被害状況調査及び情報収集（2名：4月17日～19日、4月28日～5月1日、5月2日～5日、9日）
- －火山観測施設の現状確認等（2名：4月20日～22日、26日～28日）
- －震源断層近傍での現状確認観測等（5名：4月23日～26日、4月28日～5月1日）

（4）国立研究開発法人 理化学研究所の対応

- ・被災した九州地方の大学・研究機関等に対して、研究者・学生の受入、生物資料の保管・提供、機器の貸付といった支援を行うこととし、申込窓口を開設してウェブ上に公開（4月21日）

（5）国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構の対応

- ・陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）による取得画像を、要請に基づき以下の関連機関に対して提供（4月15日）（内閣府防災/国土交通省砂防計画課、九州整備局/国土地理院/九州大学/日本医師会）

（6）国立研究開発法人 物質・材料研究機構の対応

- ・被災した大学・研究機関等に対して、研究者・学生の受入等の支援を行うこととし、申込窓口を開設してウェブ上に公開（4月26日）

（7）独立行政法人 日本学生支援機構の対応

- ・被災学生に対する奨学金緊急採用、JASSO 支援金等の申請受付を開始（4月15日）
- ・災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急・応急採用の相談窓口を設置（4月20日）

（8）国立研究開発法人 科学技術振興機構の対応

- ・熊本地震に関連した緊急を要する研究・調査を支援する「国際緊急共同研究・調査支援プログラム（J-RAPID）」の研究課題の公募を国内の大学・研究機関等に所属する研究者に対して開始（4月28日）

（9）公立学校共済組合の対応

- ・公立学校共済組合の九州地区宿泊施設について、被災者の宿泊料を無料で受け入れることを決定（4月16日）。また、更なる被災者への支援

を徹底するため、同組合に初等中等教育局財務課長通知を発出(4月18日)。なお、熊本宿泊所(70名)、その他3施設において被災者を受入れ済み(4月18日)。さらに、避難地域の広域化を勘案し、関西・四国・中国地方まで受入宿泊施設を拡大(4月20日)

(10) 日本私立学校振興・共済事業団の対応

- ・私学事業団所管の全国の直営宿泊施設に対して、被災された加入者(家族も含む)を宿泊料無料(食事代のみ実費負担)で受け入れるよう要請(4月21日)。2施設で被災者を受入れ済み(10名)(5月10日)。

4. 今後の対応

- ・引き続き、被害情報の把握に努めるとともに、教育委員会、大学等との連絡を密にし、明らかとなった諸課題に対しては、支援要請等を待つことなく、迅速かつ的確に対応

<担当> 文教施設企画部施設企画課防災推進室
室長 深堀 直人 (内線 2988)
専門官 梅崎 聖 (内線 3674)
電話:(代表)03-5253-4111 (直通)03-6734-2290